

電柱等の移転に係る消費税等相当額の補償の取扱いについて

平成25年1月9日用地第476-1号
用地課長通知

東日本電信電話株式会社に対する電柱等の移転に係る消費税等相当額の補償については、課税売上割合が95%を上回るため、補償不要として取り扱っているところです。

今回の消費税法第30条の改正（平成23年6月30日法律第82号）により、平成24年7月1日付けで国土交通省と東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の間で、別添1のとおり確認書を取り交わした旨の情報提供があり、埼玉県においても同様の取扱いとする協議を行ってきました。

このたび、埼玉県と東日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社との間で、国土交通省の確認書を準用する協議が別添2のとおり整いましたのでお知らせいたします。

なお、本通知をもって平成9年12月1日付け用地第824号「電柱の移転に係る消費税等相当額の補償の取扱いについて」は、廃止とします。

(別添2)

公共事業に支障となる通信線路等の移転補償における消費税及び地方消費税相当額の取扱いについて

平成24年12月19日N東埼設渉第12-0142号
東日本電信電話(株)埼玉支店設備部渉外調整担当課長から
用地課長あて
平成24年12月19日基盤基第200007-6075号
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)サービス基盤部基盤設
備部門第二エンジニアリング担当課長から
用地課長あて

平成24年12月6日付け用地第444号をもって協議のありました標記について、下記のとおり回答致します。

記

国土交通省の取扱いを準用することに異議ございません。

(別添1)

東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る支障通信線路等の移転補償における消費税及び地方消費税相当額の取扱いに関する確認書

国土交通省（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「乙」と総称する。）は、甲の直轄の公共事業（道路及び河川工事）の施行に伴い支障となる乙の通信線路等の補償における消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」という。）の取扱いについては、「建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて（平成9年4月1日建設省経整発第29号建設省建設経済局調整課長通知）」に基づき事務処理を図っているが、消費税法第30条の改正（平成23年6月30日法律第82号）により仕入れに係る消費税額の控除の取扱いが先般変更となったことに伴う、当面の措置として、消費税等相当額の補償の要否の判定及び補償額の算定に関し、下記のとおり確認した。

記

- 1 課税期間における乙の課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上で、課税仕入れ等に係る消費税額の全額を控除することができる場合については、甲は乙に対して、消費税等相当額の補償を行うことを考慮しないものとする。
- 2 課税期間における乙の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で、仕入控除税額の計算を個別対応方式で行い課税仕入等に係る消費税額の区分が課税売上げにのみ対応する場合については、甲は乙に対して、消費税相当額の補償を行うことを考慮しないものとする。
- 3 課税期間における乙の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で、仕入控除税額の計算を一括比例配分方式で行う場合又は個別対応方式で行い課税仕入等に係る消費税額の区分が非課税売上げにのみ対応する場合若しくは課税売上げと非課税売上げ双方に共通して対応する場合については、甲は乙に対して、消費税及び地方消費税相当額の補償を行うことを考慮するものとする。
- 4 消費税等相当額の補償を行う場合は、乙の事業年度の課税売上割合を基に、個々の補償額に合わせて支払うものとする。
ただし、当該課税売上割合の適用は、7月1日から翌年の6月末日の1年間とする。
- 5 甲と乙は本確認を円滑に行うため必要に応じて打合せ等を行うものとする。
- 6 具体的な事務処理については別紙1及び2のとおりとする。
- 7 本確認書の締結により「日本電信電話株式会社に係る支障通信路等の移転補償における消費税及び地方消費税相当額の取扱いに関する確認書（平成9年6月27日）」は廃止する。

平成24年7月1日

〔甲〕

国土交通省 土地・建設産業局
地価調査課 公共用地室
用地調整官 武田 泉

〔乙〕

東日本電信電話株式会社
ネットワーク事業推進本部 設備部 設備計画部門
環境デザイン室長 櫻田 孝喜

西日本電信電話株式会社
設備本部 ネットワーク部 アクセス設備部門
環境デザイン室長 小林 康雄

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
サービス基盤部
基盤設備部門長 松本 裕敦

消費税及び地方消費税相当額の補償に関する事務処理要領

作業時期	国土交通省 〔 土地・建設産業局 地価調査課 公共用地室 〕	NTT東、西、 コミュニケーションズ
5月下旬	<div data-bbox="470 510 837 757" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> NTTの前事業年度の課税売上割合等の受領 </div>	<div data-bbox="1045 510 1412 757" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 前事業年度における ① 課税売上割合 ② 課税売上高 ③ 仕入控除税額の計算方法 </div>
<div data-bbox="683 846 1181 922" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 60%;"> ※通知 </div>		
<div data-bbox="683 846 1181 922" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 60%;"> 補償比率の協議 </div>		
<div data-bbox="639 996 1211 1115" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 消費税及び地方消費税相当額の補償比率を決定 </div>		
6月上旬	<div data-bbox="470 1220 837 1467" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 国交省本省から各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局に対し、消費税及び地方消費税相当額の補償の要否を通知 </div>	<div data-bbox="962 1220 1377 1467" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 各社の本社から各事業本部、支店等に対し、消費税及び地方消費税相当額の補償の要否を通知 </div>
<div data-bbox="566 1550 1287 1680" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 消費税及び消費税相当額を補償に考慮する場合、個々の工事で消費税及び地方消費税相当額を算定し補償額に含める </div>		
7月～ (次年度の) 6月	<div data-bbox="432 1731 876 1951" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※NTT三社連名で、国交省土地・建設産業局 地価調査課 公共用地室用地調整官宛てに通知 通知文書については別紙2を参照 </div>	

別紙 2

平成××年××月××日

国土交通省土地・建設産業局
地価調査課 公共用地室
用地調整官 ○○ ○○ 様

東日本電信電話株式会社
ネットワーク事業推進本部
設備部環境デザイン室長
○○ ○○

西日本電信電話株式会社
設備本部 ネットワーク部アクセス設備部門
環境デザイン室長
○○ ○○

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
サービス基盤部
基盤設備部門長
○○ ○○

東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社における平成○○年度^{注)}における課税売上割合、課税売上高及び仕入控除税額の計算方法の通知について
注) 当該課税期間の前年度の表記

標記について「東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る支障通信線路等の移転補償における消費税及び地方消費税相当額の取扱いに関する確認書」に基づき、下記のとおり通知します。

記

平成○○年^{注)}度課税売上割合及び課税売上高については、以下のとおりとなりましたので、消費税等相当額の補償については考慮（する・しない）ものとしますので、よろしく取り計らい願います。
注) 当該課税期間の前年度の表記

	課税売上割合	課税売上高	仕入控除税額の計算方法
東日本電信電話株式会社	%	億円	
西日本電信電話株式会社	%	億円	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	%	億円	

※数値の表記については小数点第1位までとし、2位以下を切り捨て

なお消費税及び消費税相当額について考慮が必要な場合、「課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書」の写しを別途添付する。